

## 第3号議案

### 規約の一部改正について（案）

渋川学区まちづくり協議会規約の一部を次のように改正する。

1. 第3章 評議員および理事について改正する。

（評議員の選出）

第10条に

「評議員は、別表に掲げる各町内会から選出された4名、および各種団体から選出された1名とする。」を「評議員は、別表に掲げる各町内会から選出された5名、および各種団体から選出された1名とする。」に改める。

「2 評議員は、88名以内で組織する。」を「2 評議員は、99名以内で組織する。」に改める。

2. 第7章 会計について改正する。

（経費）

第29条に

「協議会の経費は、会費、交付金、補助金およびその他収入により運営する。」を「協議会の経費は、会費、交付金、補助金、指定管理料、雑収入およびその他収入により運営する。」に改める。

## 細則の一部改正について（案）

渋川学区まちづくり協議会細則の一部を次のように改正する。

（評議員の選出）

第4条 「規約第10条第1項にいう各町内会からの選出については、4名のうち1名は町内会長を選出する。」を「規約第10条第1項にいう各町内会からの選出については、5名のうち1名は町内会長を選出する。」に改める。

「なお、町内会長が部会の部会員として兼務する場合は評議員4名とする。」を加える。